

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

(家計急変世帯・1世帯あたり5万円)に関するお知らせ

令和4年度住民税が課税されているかたのいる世帯でも、令和4年1月以降に予期せず家計が急変し、収入が非課税相当に減少した場合は、給付金を受け取ることができます。

該当基準

次の①②両方に該当する世帯が、給付対象です。

- ① 令和4年1月から12月の間に、予期せず家計が急変し、収入が減少した
- ② ①に該当する者を含め、世帯全員の令和4年中の年収見込額が、それぞれ住民税（個人市民税・県民税）非課税（相当）水準以下である

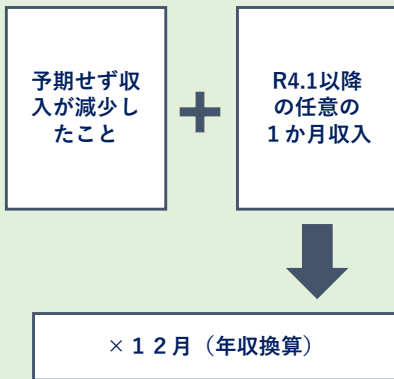
※世帯全員が、住民税が課税されているかたの扶養親族等である場合は、支給対象外となります。

②の判定方法

所得(収入)	<ul style="list-style-type: none">・ 令和4年1月から同年12月までの任意の1か月の収入に基づき、年間の収入見込みを算定し、非課税限度額と比較して判定します。・ 収入見込みの算定対象は、給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入です。 ※非課税の公的年金等収入（遺族年金など）は含みません。・ 収入では要件を満たさない場合、1年間の所得で判定します。
判定対象者	・ 申請時点の世帯全員のそれぞれの収入(所得) について判定します。
世帯の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 申請時点における状況で判定します。 ※電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を住民税非課税世帯として受給した世帯、同給付金を受給した世帯の世帯主がいる世帯、同給付金を受給した世帯の世帯員であったかたのみの世帯は対象外です。 ※基準日の翌日以降の住民票異動により、同居親族が別世帯として同一住所に住民登録した場合（世帯分離）は、同一世帯とみなします。そのため、同一住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯への支給は認められません。

判定方法のイメージ

(※生活保護級地区分2級地の給与所得者の例)



家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がない場合	965,000円	415,000円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	1,469,000円	919,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,879,999円	1,234,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,327,999円	1,549,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,779,999円	1,864,000円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

※障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合に該当する世帯は、右欄の額を適用。これを超えた場合には、その上の表を適用。

※非課税限度額の算定上の扶養している人数は、申請日時点で扶養している者の人数

裏面もご覧下さい

受給までの流れ

- 1.申請をご希望される場合は、本庁舎2階福祉総務課（018-888-5683）へご連絡ください。
- 2.市から申請書・申立書を送付します。
- 3.申請書・申立書が届きましたら、支給要件に合致することを確認し、必要事項を記入・返送してください。
- 4.申請書・申立書が市に返送されてから、約3週間以内を目処に指定の口座へお振り込みします。

※制度概要を確認したいかたは、秋田市非課税世帯給付金・助成金コールセンター（018-803-6344）へご連絡ください。

申請に必要な書類

- 1 秋田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書
 - 2 簡易な収入（所得）見込額の申立書（家計急変者用）
 - 3 次の書類の写し
 - ・申請・請求者本人確認書類
 - ・受取口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカード等）
 - ・「簡易な収入（所得）見込額の申立書」に記載した任意の1か月の収入の状況を確認できる書類（給与明細書、帳簿など）
- ※令和4年1月1日以降、複数回転居したかたは、戸籍の附票の写しも必要です。

よくあるお問合せ（Q & A）

Q1 「予期せず家計が急変し、収入が減少した」とは、どのような場合が該当しますか。

就労していたが病気や怪我で予期せず退職することとなった場合や、離婚等により元配偶者が家計に入れていたお金がなくなった場合などが該当します。なお、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるものなど、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかである場合は該当しません。

Q2 非課税世帯として価格高騰緊急支援給付金を受給しましたが、家計急変世帯としても受給できますか。

非課税世帯として給付金を受給した場合は、家計急変世帯への給付金は受給できません。他自治体で家計急変世帯として給付金を受給したかたが転入した世帯も、受給することはできません。

Q3 申請期限はいつですか。申請後、給付金はどれくらいで口座に振り込まれますか。

家計急変世帯への給付金の申請期限は、令和5年1月31日（火曜日）です。申請後、判定の上、3週間程度で給付する予定です。

お問合せ先

制度概要を確認したいかたはこちら

秋田市住民税非課税世帯給付金・助成金コールセンター ☎ 018-803-6344

申請を希望されるかたはこちら

秋田市福祉保健部 福祉総務課 庶務経理担当 ☎ 018-888-5683

【受付時間】 8:30~17:15（土日祝日、年末年始を除く）